

家主のあんしん保険



単身高齢者世帯が入居する住戸を対象に、賃貸戸室内における死亡事故 による家主の損害を補償します(保険料は品川区が負担)

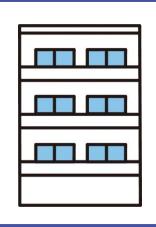
対象住宅

(1)セーフティネット住宅

住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない住宅として 登録された住宅

(2)居住サポート住宅

居住支援法人等と大家が連携し、入居中のサポートを行う住宅として登録された住宅



申込要件

- ・住戸の所在地が品川区内
- ・セーフティネット住宅もしくは居住サポート住宅として認定を受けた住戸
- ・保険契約の対象としての期間を開始する時点で入居者が満65歳以上の単身世帯

お問い合わせ

品川区 都市環境部 住宅課 居住支援係 〒140-8715 東京都品川区広町2-1-36 本庁舎6F 03-5742-6777

補償等保険内容に関するお問い合わせ

株式会社第一成和事務所 〒103-8214 東京都中央区日本橋馬喰町1-12-3 Daiwa日本橋馬喰町ビル3階 03-5645-1071 引受保険会社:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

■補償内容■

①家賃損失による損害

家主が所有する賃貸戸室の空室期間の発生により、家賃補償期間内に生じた家賃収入の損失を被る喪失利益損害

支払い限度額:月額家賃×50%(ただし、1か月あたり10万円が上限)



月額家賃70.000円の住居が6か月間空室となった場合

空室期間 6か月 X

月額家賃70,00円 ×

縮小てん補割合50%

= 支払保険金210,000円

②家賃減少損失による損害

家主が値引き期間の発生により、家賃収入を減少することによって被る喪失利益損害 ※ただし、家賃補償期間内に生じた喪失利益損害に限る

③原状回復費用

家主が復旧期間中に原状回復費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害 (賃貸可能な状態に補修、修繕、清掃、消毒または消臭等を行うために要する費用) 支払限度額:100万円(※支払限度額は④⑤を合算するものとする)

4事故対応費用

家主が復旧期間中に事故対応費用の支出を余儀なくされることによって被る費用損害 支払限度額:100万円(※支払限度額は③⑤を合算するものとする)

5事故再発防止費用

家主が復旧期間中に事故再発防止費用を負担することによって被る費用損害支払限度額:100万円(※支払限度額は③④と合算するものとする)

■補償事由■

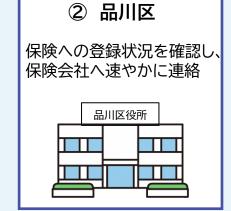
賃貸住宅内で発生した自殺※1、犯罪死※1、または孤立死※2

- ※1死に至る直接の原因が賃貸住宅内で発生し、その死亡が賃貸住宅外で発見または確認された 場合を含む
- ※2その孤独死を直接の原因として賃貸住宅に物的損害が発生した場合に限る

■保険金請求手続きの流れ■



事故発生の連絡



家主の連絡先を伝達事故が発生した住戸と

③ 保険会社 保険会社より家主へ連絡し、 状況等を確認のうえ保険金 請求書類一式を送付

状況の確認・保険給付金について連絡